

友好都市団体交流研修助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の団体に友好都市である那須町、下田市へ訪問し、交流や研修を行うことにより相互理解を深め、交流を円滑にするための一助とするため、友好都市団体交流事業の実施に要する経費の一部を助成することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「町内の団体」とは、町に本拠地がある団体で、活動実績が1年以上ある団体とする。

(交付の範囲及び対象)

第3条 助成金の交付対象となる事業は、スポーツ、文化、意見交換会、その他イベント等の活動を通じて友好都市の団体等と交流又は研修する事業で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 2名以上の参加者がいること
- (2) 現地にて交流、又は研修が行われるもの
- (3) 安全対策がなされているもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 町の政治的中立性及び宗教的中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 葉山町補助金等交付要綱（昭和45年6月1日施行）第3条第1項に規定する排除対象者が開催するもの
- (4) 当該年度内に、すでに本要綱に基づく助成金の交付を受けているもの
- (5) その他町長が不適当と認めるもの

(助成金の交付申請及び決定)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者は、事業実施期日（事業の実施が数日にわたる場合は、その初日）の30日前までに友好都市団体交流研修助成金交付申請書（第1号様式）に事業計画及び収支予算その他事業の趣旨、内容及び運営方法等が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに助成金交付の可否について決定し、友好都市団体交流研修助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第5条 この助成金の交付の対象となる助成事業を実施する者（以下「助成事業者」という。）は、その事業計画の変更若しくは中止をしようとする場合は、速やかに町長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更であって町長が認めるときは、この限りでない。

(実施報告)

第6条 助成事業者は、当該事業終了後速やかに友好都市団体交流研修実施報告書（第3号様式）に事業実績及び収支報告が確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

い。

(助成金の額)

第7条 助成金は、参加者数に一人につき 2,000 円を乗じた額とし、小学生以下は 1,000 円を乗じた額とする。

2 町長は、前条の報告を受けた場合には、友好都市団体交流研修助成金実施報告書等の書類を審査し、助成事業の実施結果が助成金交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、友好都市団体交流研修助成金交付額の確定通知書（第4号様式）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第9条 町長は、助成金に係る事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取消し、又はすでに交付した助成金を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 事業の実施方法又は助成金の使途が不相当であると認められるとき。
- (3) 事業計画の変更又は廃止により第3条第1項各号の規定のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 第3条第2項各号に該当することが確認されたとき。
- (5) 中止等により事業が成立しなかったとき。

(帳簿等の整備)

第10条 助成金交付を受けた者は、その事業等の施行に関し必要な帳簿等を整備し、収支その他について明確にしておかなければならない。

2 町長は、必要と認めるときは、町職員をして、前項の帳簿等を調査させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

町内の団体

名称	備考
スポーツ協会	各加盟団体も対象
文化協会	各加盟団体も対象
町内会連合会	各町内（自治）会も対象
商工会	青年部も含む
商店会	各商店会も対象
観光協会	
葉山まちづくり協会	各加盟団体も対象
消防団・女性防火クラブ	各分団も対象
民生委員・児童委員	
社会福祉協議会	
その他 NPO 法人等	